

## [事案 2022-158] 就業不能給付金支払等請求

・令和5年4月12日 裁定終了

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成31年1月にメニエール病により入院したため、平成29年9月に契約した就業不能保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。それが認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)メニエール病の発症により離職し、傷病手当金を受給したほか、障害者年金や身体障害者手帳の認定を受けているので、約款上の支払事由である就労困難状態に該当する。
- (2)保険名称が、就労可否の認定基準に対してかけ離れており不適切である。
- (3)医師の診断書内容に不備がある。
- (4)契約時、募集人の説明が不十分であった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)診断書の内容から判断すると、申立人の傷病等は約款上の支払事由に該当しない。
- (2)給付金の支払可否は、約款上の支払事由に該当するか否かで判断するものであり、保険名称や診断書の内容不備などの事情に影響を受けるものではない。
- (3)募集人は、パンフレットを用いて、給付金の支払事由等について正しく説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、就業不能給付金の支払い等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。